

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-528070(P2004-528070A)

【公表日】平成16年9月16日(2004.9.16)

【年通号数】公開・登録公報2004-036

【出願番号】特願2002-564175(P2002-564175)

【国際特許分類第7版】

A 4 5 D 44/00

A 4 5 C 11/00

D 0 4 H 3/16

【F I】

A 4 5 D 44/00 Z

A 4 5 C 11/00 S

D 0 4 H 3/16

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月12日(2005.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

使用者の肌または髪を拭くのに適切な複数の油吸収ワイプ材のパッケージであって、前記ワイプ材が、重なり合う形で配置され、前記ワイプ材が、油が付与されると透明度を変える透明度が65未満の熱可塑性材料の油吸収性多孔性フィルム状基材を含み、前記多孔性基材が、前記パッケージ内の隣接したワイプ材と接触している前記ワイプ材の材料表面領域の少なくとも一部分の1パーセントから50パーセントにわたって、前記ワイプ材の非エンボス部分より透明度が高いエンボスパターンを有する、油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項2】

前記エンボスパターンが、前記ワイプ材の材料表面領域のエンボス部分の2パーセントから25パーセントにわたっており、かつ最も狭い寸法において幅が0.1mmから10mmであるエンボスエレメントから形成される、請求項1に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項3】

前記エンボスパターンが、前記ワイプ材の非エンボス部分より少なくとも10パーセントポイントが高い透明度を有する、請求項1に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項4】

前記油吸収ワイプ材が、熱可塑性材料からなる多孔性延伸フィルムを含み、かつ

前記多孔性延伸フィルムの単位面積あたりの間隙容積が、以下の式：

単位面積あたりの間隙容積 = [ フィルム厚さ (cm) × 1 (cm) × 1 (cm) × 空隙率 (%) ] / 100

(ここで、空隙率は、多孔性フィルムの空隙のパーセンテージである)

で計算すると、0.0001cm<sup>3</sup>から0.005cm<sup>3</sup>の範囲である、請求項1に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項5】

前記多孔性油吸収ワイプ材が熱可塑性纖維の一体化メルトプローンウェブを含む、請求項1に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項6】

油が存在しない場合には前記多孔性油吸収ワイプ材が6.5以下の不透明度の値を有し、1平方センチメートルあたり6グラム以下の油が付与されると、そのウェブが透明度を少なくとも30だけ変える、請求項1に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項7】

前記熱可塑性纖維が1.0マイクロメートル以下の平均直径を有し、前記ワイプが4.0g m / m<sup>2</sup>以下の坪量を有する、請求項5に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項8】

前記ワイプ材が40パーセントから80パーセントの空隙容積を有する、請求項6に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項9】

前記ワイプ材の材料の平均孔径が3ミクロンから15ミクロンである、請求項5に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項10】

前記ワイプ材が0.7mg / cm<sup>2</sup>から6mg / cm<sup>2</sup>の油吸収能力を有する、請求項5に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。

【請求項11】

前記ワイプ材が8グラム以下の風合いを有する、請求項1に記載の油吸収ワイプ材のパッケージ。